

社会福祉法人 川本福社会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和3年10月1日～令和7年3月31日

2. 目標

- ・年次有給休暇の取得率を70%以上にする
- ・男女ともに職員が育児及び介護に参画し、休暇取得後も不安なく復職できる

3. 取組内容と実施時期

取組1：年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を図り、その取得を推進する

- 令和3年10月～ 全職員に対して、年次有給休暇の着実な取得を呼びかける
- 令和3年10月～ 取得率の低い職員に取得を促すとともに、年10日以上の実績的な取得及び半日有給を活用する

取組2：仕事と家庭の両立を支援するための制度の利用を促進する

- 令和3年10月～ 子の看護休暇及び介護休暇等の法人が定める両立支援制度について、例規集等により職員に周知する